住所　東京都荒川区東日暮里３丁目39番４号
　王仕琴　昭和53年10月３日生
住所　東京都台東区東上野４丁目26番４―1004号
　ダイアナ・ソニ・シマダ　昭和61年１月25日生
住所　東京都稲城市矢野口2011番地
　アリソン・キムボ・ラグナ　平成９年９月18日生
　アキラ・キムボ・ラグナ　平成13年10月26日生
住所　茨城県土浦市神立町3533番地13
　魏均煥　昭和36年２月８日生
住所　浜松市中区早出町1226番地５
　レアンドロ・タカシ・スズキ　昭和62年２月24日生
住所　東京都北区王子１丁目17番１―1214号
　金沙愛　平成５年２月５日生
住所　東京都北区王子１丁目17番１―1214号
　金佳那　平成６年８月７日生
住所　東京都北区豊島７丁目26番17号
　ミラグロス・ソテロ・イシナベ　昭和41年12月28日生

○外務省告示第五十八号

　ベルギー王国政府は、平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十六年十二月八日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十七年四月一日にベルギー王国について効力を生ずる。
（平成二十六年十二月十二日付け欧州評議会事務局長書簡）
　平成二十七年二月二十七日
外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第六十号

　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同年一月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同年一月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。
　平成二十七年二月二十七日
財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	一七トン
四	三七、九四一トン
五	一、二一二トン
六	二七トン
七	一一トン
八	一トン
九	三三、八八一トン
一〇	六、七四七トン
一一	一一、六五九トン
一二	五八、八一六トン
一三	四、八〇五、六四二トン
一四	一、〇二九、六八二トン
一四の二	五三三、四四四トン
一五	三一九トン
一六	五、一七〇トン
一七	一一八、三六八トン
一八	一四、三一六トン
一九	七三二トン
二〇	五一四トン
二一	二三、一四九トン
二二	三七九トン
二三	五、一六一トン
二四	二二トン
二五	〇トン
二六	四、六八八トン
二七	二二、七四八トン
二八	一〇・二トン
二九	三九二トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四、八〇五、六四二トン
一四	六四一、八一五トン

○財務省告示第六十一号

　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。
　平成二十七年二月二十七日
財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　十八万六千四百四十六トン
二　冷凍牛肉　二十五万九千百二十四トン
2　平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　七万五千四百十九トン
二　冷凍牛肉　十一万五千六百五十三トン

○財務省告示第六十二号

　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。
　平成二十七年二月二十七日
財務大臣　麻生　太郎

　平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　豚肉等　六十三万四千八百七十一トン
二　生きている豚及び豚肉等　六十三万四千八百九十三トン

○財務省告示第六十三号

　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。
　平成二十七年二月二十七日
財務大臣　麻生　太郎

　オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　五千五百六十一トン
二　冷凍牛肉　七千七百六十一トン